

平成29年7月24日開催

石狩市教育委員会会議（7月定例会）資料

<議 案>

- ・車両の損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定の件について・・・P1

<報告事項>

- ・（仮称）石狩・八幡小学校設立準備委員会について・・・・・・P3～P4
- ・第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取り組み状況について
・・・・・・・・・・P5～P6

石 狩 市 教 育 委 員 会

<議案第2号>

車両の損壊事故に係る和解及び損害賠償の決定の件について

議案第 号

車両の損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定の件

平成29年 月 日提出

石狩市長 田 岡 克 介

平成29年6月27日石狩市花川南6条5丁目1番地石狩市立花川南小学校において発生した車両の損壊事故について、下記により損害賠償額を定め、和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

記

当 事 者 甲 石 狩 市

乙 石 狩 市 花 川 南 4 条 2 丁 目 100 番 地

吉 田 史 朗

和解条項

1 本件事故に関し、乙の損害額は、139,061円とする。

2 本件事故の過失割合は、甲100パーセント、乙0パーセントとする。

3 上記1及び2により、本件事故に関する損害賠償額として、甲は、乙に対し139,061円を乙の指定する方法で支払うものとする。

4 甲及び乙は、本件事故に関し、上記のほか今後いかなる請求も行わないものとする。

<報告事項②>

(仮称) 石狩・八幡小学校設立準備委員会について

(仮称) 石狩・八幡小学校設立準備委員会 設置要項

平成29年6月15日決定

平成29年2月14日、教育委員会会議（平成28年度2月定例会）において議決された「本町・八幡地区の学校整備の具体策について」に基づき、(仮称) 石狩・八幡小学校の設立に向けて必要な事項を検討協議し、同校の円滑な開校に資するため設立準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

1 検討協議する事項

- (1) 学校の特色づくりに関すること
- (2) コミュニティ・スクールに関すること
- (3) 教育カリキュラムに関すること
- (4) 校舎の施設機能に関すること
- (5) 校名や校章、校歌、教育目標等に関すること
- (6) スクールバスの運行や通学路に関すること
- (7) 既存校の閉校に係る支援に関すること
- (8) その他開校に向けて必要な事項に関すること

2 委員会の構成員及び人数

- (1) 保護者（既存の小中学校及び当該地域の保育園のPTA代表者、各1名）
- (2) 学校関係者（既存校の代表者、各1名）
- (3) 学識経験者（学校教育に精通する有識者、1名）
- (4) 学校支援推進員（既存校の各委員、若干名）
- (5) 町内会の代表者（校区内の町内会、若干名）

3 委員会の代表

- (1) 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、上記2の互選により定める。
- (3) 委員長は、委員会を総括し、会議を進行する。
- (4) 副委員長は、委員長が会議を欠席する場合において、委員長を代理する。

4 委員会の設置期間等

設置期間は、上記1に係る一連の検討協議が終了するまでの期間とする。また、委員会（会議）は、概ね2～3ヶ月毎、夜間（午後6時以降）に開催し、原則公開する。

5 庶務

委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部総務企画課において処理する。

(仮称) 石狩・八幡小学校設立準備委員会 委員名簿

区 分	No.	氏 名	所属団体・機関・役職等
保護者	1	つりもと あきまさ 釣本 明雅	石狩小学校 P T A会長
	2	くまくら てつや 熊倉 哲也	八幡小学校 P T A会長
	3	すずき ゆ み え 鈴木 諭美江	聚富小中学校 P T A副会長
	4	とみき ともゆき 富木 智之	石狩中学校 P T A会長
	5	かみいえ まさ と 上家 雅仁	くるみ保育園 父母の会会長
	6	くどう りゅうじ 工藤 隆司	聚富保育園 父母の会
学校関係者	7	はらだ い おり 原田 伊織	石狩小学校 校長
	8	みしま さとる 三島 哲	八幡小学校 校長
	9	あおやま つかさ 青山 司	聚富小中学校 校長
	10	ほんだ あきよし 本田 明美	石狩中学校 校長
学識経験者	11	えびすや けんいち 戎屋 健一	学校支援地域本部事業 地域コーディネーター
学校支援 推進員	12	なかい はじめ 中井 元	石狩小学校 学校支援推進員
	13	きくち いさお 菊地 功	八幡小学校 学校支援推進員
町内会 代表者	14	まきの つとむ 牧野 勉	むつみ町内会 会長
	15	あさくら いさお 朝倉 勲	虹が原町内会 会長

※平成29年6月29日現在

<報告事項③>

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取り組み状況について

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画において、数値目標を設定した休暇等の取得状況について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

平成 28 年度の取り組み状況（休暇等の取得状況）

数値目標		取得状況（平均）					
		小学校			中学校		
		対象者	取得者	取得状況	対象者	取得者	取得状況
配偶者出産休暇	男性職員一人あたり 2 日	3 人	1 人	2.6 日	17 人	9 人	2.0 日
育児参加休暇	男性職員一人あたり 3 日	9 人	0 人	0 日	7 人	1 人	0.6 日
育児休業	女性職員 100%	3 人	3 人	100%	1 人	1 人	100%
	男性職員 10%	3 人	0 人	0%	9 人	0 人	0%
年次有給休暇	職員一人あたり 15 日	241 人	241 人	13.9 日	157 人	157 人	13.6 日

（参考）平成 27 年度の取り組み状況（休暇等の取得状況）

数値目標		取得状況（平均）					
		小学校			中学校		
		対象者	取得者	取得状況	対象者	取得者	取得状況
配偶者出産休暇	男性職員一人あたり 2 日	12 人	7 人	2.0 日	4 人	4 人	2.3 日
育児参加休暇	男性職員一人あたり 3 日	13 人	3 人	1.5 日	2 人	1 人	3.0 日
育児休業	女性職員 100%	10 人	10 人	100%	1 人	1 人	100%
	男性職員 10%	5 人	0 人	0%	3 人	0 人	0%
年次有給休暇	職員一人あたり 15 日	256 人	256 人	13.3 日	151 人	151 人	13.8 日

※ 配偶者出産休暇とは

配偶者の出産に係る入院の付き添い、出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生届等のために取得することができる特別休暇。(配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過するまでの間(特別な事情がある場合を除く)において、3日以内で、1日又は1時間単位で取得できる。)

※ 育児参加休暇とは

配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育(授乳、付添い、保育園への送迎等)をするために取得することができる特別休暇。(配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産の日後8週間の間において5日以内で、1日又は1時間単位で取得できる。)

